

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	阪和興業株式会社 代表取締役社長 中川 洋一
【住所又は本店所在地】	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
【報告義務発生日】	2026年10月2日
【提出日】	2026年10月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社中山製鋼所
証券コード	5408
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	阪和興業株式会社
住所又は本店所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1947年4月1日
代表者氏名	中川 洋一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	鉄鋼、プライマリーメタル、リサイクルメタル、食品、エネルギー・生活資材、住宅資材、機械等各種商品の販売及び、鋼材加工、リサイクル金属加工等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財務部長 大内 達也
電話番号	03(3544)2202

（2）【保有目的】

発行者との資本業務提携及び新電気炉プロジェクトを含むGX・脱炭素関連分野での連携強化
--

（3）【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	13,755,590	0	0	0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 0	-	H 0	O 0
新株予約権付社債券（株）	B 0	-	I 0	P 0
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	J 0	Q 0
株券預託証券	0	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	K 0	R 0
株券信託受益証券	0	0	0	0
株券関連信託受益証券	E 0	0	L 0	S 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	M 0	T 0
他社株等転換株券	G 0	0	N 0	U 0
合計（株・口）	V 13,755,590	W 0	X 0	Y 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z 0			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	AA 0			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 13,755,590			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC 0			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）	0			

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年10月2日現在）	AD 68,776,256
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE 0
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF 0
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB／（AD+AE-AF）×100）	20.00
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	12.78

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年10月2日	普通株式	5,697,000	8.28	市場外	取得	666

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で2026年8月7日付の資本業務提携契約に基づき、2026年10月2日に取得する5,697,000株について、同日から7年間、原則として発行者の事前の書面による承諾なく譲渡しないことを合意している。また、同日から10年間、又は資本業務提携契約が存続する期間及びその終了後1年間のいずれか長い期間、発行者の事前の書面による承諾なく、発行者の発行済株式総数（自己株式を除く。）の21%を超えて取得又は保有しない旨を合意している。

なお、提出者は、発行者株式を保有する期間及びその後1年間、発行者の事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会における議案提案、委任状勧誘、他の株主との共同議決権行使に関する合意、役員派遣要求その他発行者の経営に影響を及ぼす行為を行わない旨を合意している。ただし、発行者のEBITDAが連続する3事業年度にわたりマイナスとなった場合、又は発行者の役員による重大なコンプライアンス違反が客観的に判明、かつ発行者が合理的な期間内に適切な是正措置を講じていない場合には、発行者のガバナンス体制の是正及び見直しについて協議を申し入れることとしている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	6,622,257
借入金額計（AH）（千円）	0
その他金額計（AI）（千円）	0
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	6,622,257

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項はありません。					

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		